会員の皆さまへ

「フリーランス法」の制定を踏まえて
就業機会の提供に関する契約関係を見直します

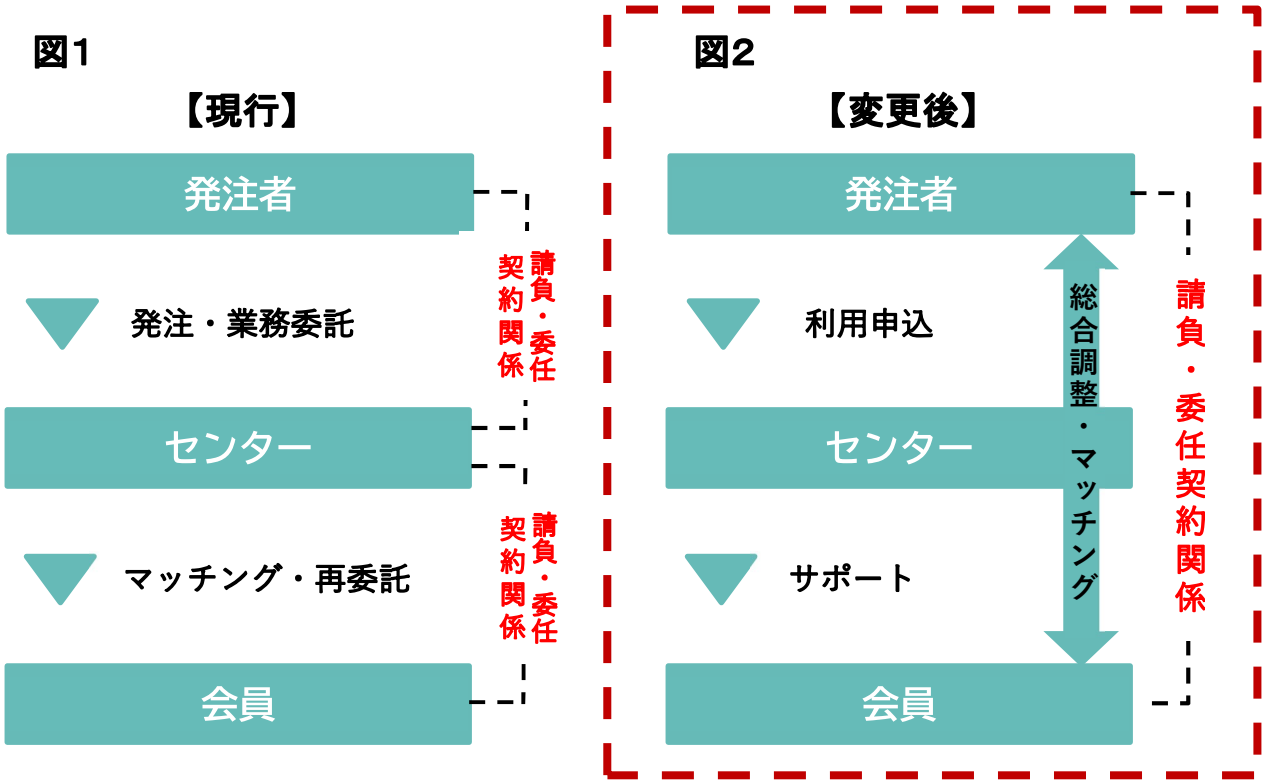
令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、また、フリーランス法の施行（令和６年秋施行）にともない、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■見直しのイメージ



※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1　会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2　業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することに変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくことになります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することになります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

3　デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

4　報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として65万円まで認められることについても現行と変わりません。

公益社団法人　全国シルバー人材センター事業協会
公益社団法人　大山崎町シルバー人材センター